

当事務所の年内業務は12/26(木)まで、仕事始めは1/6(月)です。本年中のご愛顧に心から感謝致します。厳しい世情ですが、来年が皆様にとって良いお年でありますように!



「東京のインクルストとかいう債権回収業者から最近何度も“返済計画の見直しのご提案”なる文書が送られてきて、元社長(亡夫)の保証債務残高66万円を払え!と言う…どうすれば?」との相談がAさんからありました。元々の貸付債権をNIS(ニッソ)グループが、H20. 9. 1に127万円で取得したが、H24. 8. 31にこの業者が66万円で譲り受けた…その債務者の連帯保証人がAさんの亡夫

亡夫の保証債務を妻に『債権回収会社』の請求書! **ご用心!**

なので遺族の妻が払え…という理屈です。普通なら「仕方ない」と幾らかでも払うところAさんは夫の死後、家裁で相続放棄の手続きをしていた為、疑問に感じ当方に電話で相談。県の消費生活センターに確認したら同様の文書が9月以降あちこちに送られているとの事です。仮に正当な債権回収であっても消滅時効にかかる可能性があります。一部でも弁済すると時効は中断し振出しに! さっそく内容証明郵便で「債務不承認」の文書を送付し**防御**の手を打ちました。



「国交省は社保加入促進策のため“優良事業所認証制度”の試行として、社保に加入の企業を“適格事業所”、さらに建退共にも加入していれば“優良事業所”として認証する…」と報じられています。(11/19付建設工業新聞)日本造園建設業協会など専門工事業10団体が1月にかけて試行を行い導入の可能性を検証する…社保・雇保の加入と保険料を適切に納付している事が条件で有効期間は1年…といった内容ですが、

効力あるか『優良事業所の試行』 **新たな認証優良事業所**が始まる

単独企業だけでなく複数の企業(JV?)による申請もOKとの事。ただ導入の鍵は「工事発注や元請による下請の選定で認証取得の効力があるかどうか」と指摘しています。以前ISOの登録が喧伝され多額の経費をかけて手続きされた企業もありましたが、今は経審の審査項目の一つに過ぎず受注での効力には?が。社保や建退共は既に経審の審査項目にあり認証に効力が出るかは…?



毎月の給与計算時に①建退共証紙購入と②証紙受払簿・手帳受払簿への記入をお忘れなく。当事務所のFAX(0977-24-1806)は、日曜・祝日を除く6:30~20:00受信可能です。